

公衆接遇報償金取扱要領の制定について

昭和48年7月31日
岩外勤発第272号警察本部長
岩会発第343号

〔沿革〕 平成7年2月岩生安発第34号、岩警務発第22号改正

部課室隊長
各警察署長

このたび、地域警察官等公衆接遇報償金（以下「公衆接遇報償金」という。）が新たに予算措置されたので、地域警察官等が公衆接遇上の必要から自己の所持金を出費した場合に、その奉仕行為に対して報償金を交付することとして、別添のとおり「公衆接遇報償金取扱要領」を制定し、昭和48年8月1日から実施することとしたから誤りのないように運用されたい。

記

第1 制定の趣旨

地域警察官等が、公衆に対して積極的な奉仕を行ない、良好な公衆関係を保持することは、市民警察活動を推進していくうえで極めて重要なことである。しかし、そのために地域警察官等が、自己の所持金を出費し損失をこうむることになれば、地域警察官等の公衆接遇意欲に影響を及ぼすおそれがあるので、このような出費をした場合に、その奉仕行為に対する報償金として公衆接遇報償金を交付し、公衆接遇の適正をはかろうとするものである。

第2 要領の解釈および運用上の留意事項

1 公衆接遇包容金の支出範囲

- (1) 公衆接遇上の必要からとは、接遇のときにおいて親族、知人がいない場合または適当な保護者が見あたらない場合、その他諸般の状況から客観的に判断して必要性が認められる場合をいう。
- (2) 公衆接遇報償金の支出限度額を500円としているが、地域警察官等がやむを得ない事情により500円を超えて出費する場合に、事前に所属長（執務時間外にあつては当直責任者）の承認を得た場合における出費に対する報償金は、限度額を超えることができるものとする。
- (3) 交通費とは、願出人が自宅その他の目的地に到着するまでの間に必要とする鉄道賃、バス賃およびタクシー代または自動車のガソリン代をいう。
- (4) 応急的措置に要する経費とは、迷い子または家出人の保護に着手したときから、被保護者を保護する場所に收容するまでの間における菓子代、簡単な食事代をいう。
- (5) 一時的応急措置に要する経費とは、急病人または交通事故等による負傷者の救護のため、急を要し、救急車等の到着をまついとまのない場合に、病院、救護施設等に收容する際の緊急輸送のタクシー代等をいう。

2 公衆接遇報償金の交付手続等

- (1) 被交付者とは、地域警察官等から要領2の各号の一に該当する場合に現金または物品の交付を受けた者をいう。
- (2) 被交付者から返済金があつた場合は、返済金を受領した旨、電話または葉書（封書）によつて返済者に連絡し、よりよい公衆関係を保持するようにつとめること。

3 その他

公衆接遇報償金の支出等に伴う会計事務については、この要領に定めるほか岩手県会計規則（昭和39年3月25日規則第15号）その他関係法令に定めるところによつて処理すること。

別 添

公衆接遇報償金取扱要領

1 趣 旨

この要領は、公衆接遇報償金の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 公衆接遇報償金の支出範囲

地域警察官等が、公衆接遇上の必要から、次に掲げる出費をした後、1カ月を経過しても被交付者から返済がない場合に、公衆接遇報償金を当該警察官に交付するものとする。ただし、1件につき原則として500円を限度とする。

- (1) 旅行、外出先等において、所持金を盗まれ、または遺失したことなどにより困窮している者に対する交通費、食費等の経費の援助
- (2) 迷い子、家出人等の保護にあたり、その応急措置に要する経費の援助
- (3) 急病人、負傷者等の救護にあたり、一時的応急措置に要する経費の援助
- (4) その他公衆接遇の適正をはかるため必要な経費の援助

3 公衆接遇報償金の交付手続等

- (1) 地域警察官等は、前記2の各号の一に該当する出費をした後、1カ月を経過しても被交付者から返済がない場合には、公衆接遇報償金報告書（別記様式1）によつて、所属長に報告すること。

この場合、被交付者から受領書（別記様式2）を徴した場合など、奉仕行為を証明する資料があるときは、これを当該報告書に添付すること。

- (2) 所属長は、地域警察官等の出費が、前記2の各号の一に適合するかどうかを審査し、公衆接遇報償金の交付を適当と認めるときは、所定の会計手続きによつて出資額に相当する報償金を当該警察官に交付すること。
- (3) 地域警察官等は、公衆接遇報償金報告書を提出後に被交付者等から返済金があつたときは、ただちに公衆接遇費受領報告書（別記様式3）によつて所属長に報告すること。ただし、その受領が当該事案について公衆接遇報償金受給後であるときは、前記報告書にその旨記載して報告すること。

4 会計等処理上の手続

- (1) 予算令達

所属長からの公衆接遇費配付申請書にもとづき所要額を令達する。

- (2) 支 出

所属長は、3の(2)によつて認定した公衆接遇報償金報告書により支出伺をとり、会計規則（昭和39年3月25日規則第15号）第49条に規定する支出票に当該公衆接遇報償金報告書の写しを添付のうえ、次の科目で支出すること。ただし、資金前渡による支出もできるものとする。

09	警察費
02	警察活動費
01	一般警察活動費
08	報償費

- (3) 収入

所属長は、前記3の(3)のただし書による返済金があつた場合は、当該報告書の写しを添付のうえ、次の科目により収入手続をとること。

この場合の手続きは、当該報告書を提出した地域警察官等に会計規則第14条の規定による納入通知表を発行して徴収すること。

12	諸収入
07	雑 入
05	雑 入
09	警 察

様式 1

認 定	下記金額の出費は、公衆接遇上の措置に適合することを認定する。 年 月 日									
	職 氏 名	印	<table border="1"> <tr> <td>署 長</td> <td>副署長 (次長)</td> <td>課(係)長</td> <td>主 任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	署 長	副署長 (次長)	課(係)長	主 任			
署 長	副署長 (次長)	課(係)長	主 任							
年 月 日 警察署長 殿 交番(駐在所) 階 級 氏 名 印 公衆接遇報償金報告書										
次のとおり、公衆接遇上の必要から本職が現金を出費したので報告する。										
出 費 年 月 日	年 月 日									
被 交 付 者	住 所 職 業 氏 名	年 齡								
出 費 金 額	金 額 円									
公 衆 接 遇 お よ び 現 金 出 費 の 概 要										
備 考										

様式 2

<p>受 領 書</p>	
<p>1 金</p>	<p>円也</p>
<p>上記正に受領いたしました。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>住 所</p>	
<p>氏 名</p>	
<p>印</p>	
<p>取 扱 者</p>	<p>交 番 氏 名 駐在所</p>
	<p>印</p>

様式 3

回 覧	署 長	副 署 長 (次 長)	担 当 者
年 月 日			
警察署長 殿 交番 (駐在所) 階級 氏 名 印 公衆接遇費受領報告書			
公衆接遇上の必要から、 年 月 日 に対し 金 円を出費したが、次のとおり返済がありましたので (返済金を添えて) 報告する。			
返 済 年 月 日	年 月 日		
返 済 者 (被 交 付 者)	住 所 氏 名		
返 済 金 額	円		
備 考			